

平成 16 年 5 月 17 日

報道関係各位

東京都港区虎ノ門三丁目 8 番 21 号虎ノ門 33 森ビル  
イー・アクセス株式会社  
代表取締役社長 千本 倅生  
(コード番号：9427 東証マザーズ)

## ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

イー・アクセス株式会社（以下、イー・アクセス、本社：東京都港区、代表取締役社長：千本倅生）は、平成 16 年 5 月 17 日開催の取締役会において、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 5 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

1. スtockオプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由  
当社取締役、監査役、従業員及び入社予定者の業績向上に対する意欲や志気を高めるとともに、当社協力者の当社に対する参加意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、以下の要領により当社取締役、監査役、従業員、当社協力者及び入社予定者に新株予約権を特に有利な条件で発行するものである。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

平成 16 年 6 月 30 日現在の当社取締役、監査役、従業員、当社協力者及び入社予定者。  
但し、退職決定者を除く。

#### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 8,000 株を上限とする。

なお、当社が株式の分割（配当可能利益または資本準備金の資本組入れによる場合も含むものとし、以下同様とする。）または併合を行う場合には、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の株式は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

#### (3) 発行する新株予約権の総数

8,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。ただし、(2)に定める様式の数の調整を行った場合は、同様の

調整を行う。

- (4) 新株予約権の発行価額及び発行日  
無償で平成 16 年 6 月 30 日に発行する。
- (5) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額  
新株予約権の目的たる株式 1 株当りの払込金額（以下、「行使価額」という。）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。  
ただし、その金額が新株予約権を発行する日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合にはそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式の時価を下回る払込価額で新株を発行する場合（旧商法に基づく転換社債の転換、新株引受権証券の行使、及び旧商法に基づく新株引受権の行使の場合並びに新株予約権の行使の場合を除く。）または、当社普通株式の時価を下回る転換価額もしくは行使価額で当社の普通株式に転換もしくは新株を引き受ける権利を行使できる有価証券を発行する場合には、調整前行使価額を当該払込価額、転換価額、もしくは行使価額に調整する。

- (6) 新株予約権の権利行使期間  
平成 18 年 6 月 29 日から平成 26 年 6 月 28 日まで。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の 1 株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。  
本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金 1,200 万円を上回らない範囲で行行使することができる。  
本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株発行請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、新株予約権証券とともに、これを当社宛に請求するものとする。ただし、新株予約権証券が発行されていない場合または新株予約権証券が当社に預託されている場合には、新株予約権証券の提出を要しない。  
前号の請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により取得する株式の発行価額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む

ものとする。

本新株予約権の権利行使により受ける経済的利益に対して源泉所得税が課せられる場合には、当社の請求に基づき、源泉徴収税額を当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(8) 新株予約権の消却の事由及び消却の条件

当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。

当社につき合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割またはこれに類する組織再編が生じ、または登録取り消し、上場廃止等により当社の普通株式がいずれの店頭市場、証券取引所でも取引されなくなった場合で、当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を無償または取締役会の決定する価額で消却することができる。

(9) 組織再編に伴う本新株予約権の承継

当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

1. 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

2. 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

3. 権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

4. 行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

(10) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権証券の発行

当社の新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行する。

(12) 発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額は、発行価額より資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合、この端数を切り上げる。

(13) 配当起算日

本新株予約権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、本新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該年の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該年の10月1日に、それぞれ株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。

(注) 上記の内容については、平成16年6月29日開催予定の当社第5回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以上